

朝日火災海上保険（高田）事件（最高裁平成 8 年 3 月 26 日第三小法廷判決）

「労働協約には、労働組合法一七条により、一の工場事業場の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種労働者に対しても右労働協約の規範的効力が及ぶ旨の一般的拘束力が認められている。ところで、同条の適用に当たっては、右労働協約上の基準が一部の点において未組織の同種労働者の労働条件よりも不利益とみられる場合であっても、そのことだけで右の不利益部分についてはその効力を未組織の同種労働者に対して及ぼし得ないのと解するのは相当ではない。けだし、同条は、その文言上、同条に基づき労働協約の規範的効力が同種労働者に及ぶ範囲について何らの限定もしていない上、労働協約の締結に当たっては、その時々、社会的経済的条件を考慮して、総合的に労働条件を定めて行くのが通常であるから、その一部をとらえて有利、不利をいうことは相当ではないからである。また、右規定の趣旨は、主として一の事業場の四分の三以上の同種労働者に適用される労働協約上の労働条件によって当該事業場の労働条件を統一し、労働組合の団結権の維持強化と当該事業場における公正妥当な労働条件の実現を図ることにあると解されるから、その趣旨からしても、未組織の同種労働者の労働条件が一部不利なものであることの故に、労働協約の規範的効力がこれに及ばないとするのは相当でない。

しかしながら他面、未組織労働者は、労働組合の意思決定に関与する立場になく、また逆に、労働組合は、未組織労働者の労働条件を改善し、その他の利益を擁護するために活動する立場にないことからすると、労働協約によって特定の未組織労働者にもたらされる不利益の程度・内容、労働協約が締結されるに至った経緯、当該労働者が労働組合の組合員資格を認められているかどうか等に照らし、当該労働協約を特定の未組織労働者に適用することが著しく不合理であると認められる特段の事情があるときは、労働協約の規範的効力を当該労働者に及ぼすことはできないと解するのが相当である。」

中央建設国民健康保険組合事件（東京地裁平成 19 年 10 月 5 日判決）

「組合による個々の協約事項に関する締結権限が組合員の民主的な多数意思による採決によって授けられているものであることからすると、一部の組合員に不利益が及ぶ場合などには一定の内在的

制約が存在するものというべきであり、そのような不利益を被る組合員の利益に配慮した決議そのもの及び決議へのプロセス、さらには、使用者との団体交渉及び協約締結が要請されているものというべきである。そして、当該制約の要件としては、協約締結の経緯、会社（使用者）の経営状況、協約基準の全体の合理性に照らして、特定または一部の組合員をことさら不利益に取り扱うことなどを目的とするなど労働組合の目的を逸脱して締結されたものかどうかという観点から吟味されるべきと一般的には考えられる・・・。」